

ほのぼの写真コンテスト

テーマ：あなたにとって、こころ温まる場面

～人権の視点から～

「人権」とは、むずかしいものと思われがちで普段は意識したり考えたりする機会も少ないのではないのでしょうか。「人権」とは「人が人らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」で、誰にとっても身近で大切なものです。簡単に言えば「みんなと仲良くすること」、「命を大切にすること」ではないのでしょうか。

日常生活の中での家族、友人、地域の人たちとのふれあいの場面、自然と笑みがこぼれる場面、いたわりが感じられる場面など、写真を通じて、あらためて人とのつながりの大切さを考えるきっかけにしてみませんか？

賞品もない小さなコンテストですが、みんなの心が優しくなる写真をお待ちしています。

応募期間

令和7年8月1日

～10月31日（当日消印有効）

応募作品

①②いずれでも可

①宮津市、与謝野町、伊根町に居住又は通勤・通学されている方の作品

②宮津市、与謝野町、伊根町で撮影された作品



応募方法

作品の題名、簡単な説明、撮影場所、撮影年月日、撮影者氏名（ふりがな）、住所、電話番号、高校生以下については学校名・学年を記載した応募票（自作可）とともに、下記送付先へ郵送又はご持参ください。

送付先

〒626-0046 宮津市字中ノ丁2534番地

京都地方法務局宮津支局内 宮津人権擁護委員協議会

作品の規格

◎2Lサイズ、又はLサイズ

◎白黒、カラーいずれも可

◎合成、変形など画像加工は不可

◎プリンタで印刷したもの可

入賞発表

11月下旬頃、入賞者に直接通知（データの提出依頼等）

表彰

優秀作品数点を表彰する。



応募規定

- 1 応募作品は、未発表のもので、令和7年1月1日以降に撮影されたものに限りします。
- 2 応募は、一人5点までできますが、入選は一人1点までとします。
- 3 応募作品は、原則として返却いたしません。
- 4 入選作品の著作権は撮影者に帰属しますが、使用する権利は主催者に帰属するものとします。
- 5 人物等の被写体に関する肖像権、著作権等については、応募者の責任において許諾を得てください。主催者は、権利等に関し問題が発生しても一切の責任を負いません。
- 6 入選作品については、主催者及び京都地方法務局宮津支局の人権啓発活動（主催者発行啓発誌「こころ」への掲載、パネル展示、次回応募紙への掲載等）に活用させていただきます。
- 7 応募の際に記入の個人情報については、主催者からの連絡および入選作品の公開時（撮影者氏名）に利用させていただきます。個人情報の掲載停止を希望される場合は、主催者まで御連絡ください。
- 8 お問い合わせ先

京都地方法務局宮津支局内 宮津人権擁護委員協議会（写真コンテスト係）

電話 0772-22-2561 fax 0772-22-0716



人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間のボランティアで、人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしています。

宮津人権擁護委員協議会には、宮津市・与謝野町・伊根町の人権擁護委員21名が所属して、人権に関するさまざまな活動を行っています。